

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年10月1日 至 令和 5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人双飛会なかがわ歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市白南風町13番の1
- (3) 設立認可年月日 平成21年2月12日
- (4) 設立登記年月日 平成21年2月15日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 双飛会 なかがわ歯科医院	長崎県佐世保市白南風町13番の1	一般病床 0 床 療養病床 0 床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年11月30日 令和 4年度決算の決定

令和 5年 9月30日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 3

法人名 医療法人双飛会 なかがわ歯科医院
所在地 長崎県佐世保市白南風町13番の1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	57,086	I 流 動 負 債	15,571
II 固 定 資 産	28,240	II 固 定 負 債	71,924
1 有 形 固 定 資 産	7,959	負 債 合 計	87,495
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,281	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	△ 21,425
		1 代 替 基 金	0
		2 その他利益剰余金	0
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基 金	19,256
		純 資 産 合 計	△ 2,169
資 産 合 計	85,326	負債・純資産合計	85,326

様式 4-2 (診療所)

法人名 医療法人双飛会 なかがわ歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市白南風町13番の1

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 10月 1日 至 令和 5年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	108,983
2 事業費用	116,677
本来業務事業利益	△ 7,694
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 7,694
II 事業外収益	2,398
III 事業外費用	719
経常利益	△ 6,015
IV 特別利益	170
V 特別損失	160
税引前当期純利益	△ 6,005
法人税等	71
当期純利益	△ 6,076

様式 2

法人名 医療法人双飛会 なかがわ歯科医院
所在地 長崎県佐世保市白南風町 1 3 番の 1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	85,326 千円
2. 負 債 額	87,495 千円
3. 純 資 産 額	△ 2,169 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,086
B 固 定 資 産	28,240
C 資 産 合 計 (A + B)	85,326
D 負 債 合 計	87,495
E 純 資 産 (C - D)	△ 2,169

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人双飛会なかがわ歯科医院

理事長 中川 知之 殿

私は、医療法人双飛会なかがわ歯科医院の第15期（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年12月20日

医療法人双飛会なかがわ歯科医院

監事 小西 晶子

